平成２２年（フ）第１５２７号
東京都青梅市東青梅５丁目１番地の１ドエルエイト101
破産者　大場　祐介
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５４１号
東京都八王子市元八王子町２丁目1891番地１アルファミール102号
破産者　西川　康司
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５５３号
東京都町田市大蔵町2750－１ピンクハウス203、住民票上の住所東京都町田市小野路町3282番地１
破産者　関野　瑞恵
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５８９号
東京都立川市柴崎町４－11－14東京都新生寮、住民票上の住所東京都新宿区上落合３丁目20番17号小田原荘101
破産者　篠澤　麻美
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６３５号
東京都青梅市新町４丁目25番地の12ウエスト21　205
破産者　醍醐セシリアこと　ダイゴ　セシリア　バヒータ
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０号
新潟県燕市新栄町21番地
破産者　金子　勝敏
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１０４号
新潟県三条市林町１丁目14番４号
破産者　星野　俊幸
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１０９号
新潟県上越市中央５丁目15番26号
破産者　太刀川輝子
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５８８号
石川県石川郡野々市町字位川213番地　オレンジハイツ11号、従前の住所石川県かほく市長柄町ヨ146番地１
破産者　早川　修一
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８９号
金沢市三馬３丁目20番地
破産者　小澤　靖子
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９６号
金沢市大野町７丁目90番地１
破産者　伴　法喜世
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６１号
長野市上松１丁目５番13号　アイビル201
破産者　金井　次郎
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
長野市篠ノ井布施高田595番地１
破産者　山本　清一
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

事業譲渡代替許可決定要旨公告

大阪地方裁判所は、次のとおり水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法10条１項に基づく事業譲渡の代替許可決定をしたので、同条４項及び５項に基づき決定の要旨を公告する。

平成２３年（ヒ）第２号
大阪市北区中之島３丁目３番23号
申立人　チッソ株式会社
同代表者代表取締役　後藤　舜吉
主　文
環境大臣より平成22年12月15日付けで認可を受けた申立人作成の事業再編計画記載の事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
理　由
１　本件は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）８条の規定による特定事業者の指定を受けた申立人が、環境大臣から同法９条１項の認可を受けた事業再編計画に記載された申立人設立の事業会社に対する事業譲渡を行うに当たり、同法10条１項に基づき、株主総会の承認決議に代わる裁判所の許可を求める事案である。
２　申立人が特措法10条１項の許可を求める本件申立ては適法にされたものと認められる。
３　特措法は、８条の特定事業者の指定の要件及び10条１項の規定による代替許可の要件として、特定事業者がその財産をもって債務を完済することができないことを規定しているところ、株式会社がその財産をもって債務を完済することができない状態（債務超過状態）にある場合における株主の株主権は、実質的にその価値を喪失していると考えられる。
他方で、特措法は、特定事業者に対し、事業会社を設立し、事業会社が設立に際して発行する株式の総数を引き受けるとともに、補償債務等を除く特定事業者の事業を事業会社に譲渡し、その対価として事業会社が新たに発行する株式を引き受けることを不可欠の内容とする事業再編計画を作成し、環境大臣の認可を申請することを特定事業者に義務付けた上、事業譲渡の時における特定事業者が総数を保有する事業会社の株式の評価額及び補償債務等の支払に関する特定事業者の資金計画等を事業再編計画の必要的記載事項として規定し、９条２項２号の基準を除いて、専ら特定事業者の債権者の利益保護の観点から上記の認可の基準を規定している。
以上に加えて、特措法において事業譲渡について課税の特例措置が規定されていることや同法制定の経緯等をも併せ考えると、同法は、特定事業者が債務超過状態にあってその株主の株主権が実質的にその価値を喪失していることを前提に、水俣病に係る健康被害を受けた者（水俣病被害者）に対する補償等が確実に行われることを確保し、水俣病被害者の救済を全うする趣旨で、特定事業者に対し、事業会社を設立して補償債務等を除く特定事業者の事業を事業会社に譲渡することを義務付けているものと解される。そうであるとすれば、特措法８条の規定による指定を受けた特定事業者は、同法上、経営上の観点から当該事業譲渡の当否を判断する余地は認められていないものと解されるのみならず、事業再編計画による事業会社の設立及び事業譲渡について（特定事業者の株主の株主権がその実質的価値を喪失しているか否かの点を除いて）特定事業者の株主の利益を保護する趣旨は含まれていないものと解される。
したがって、特措法10条１項の規定による代替許可の申立てを受けた裁判所は、代替許可の時点において「特定事業者がその財産をもって債務を完済することができないとき」の要件に該当するか否かについて審理判断することに加えて、専ら特定事業者の株主がその株主権を喪失していると認めるに足りる実質が存するか否かという観点から許可の当否を判断すれば足り、事業譲渡の対価の適正さを含む事業譲渡の妥当性（経営上の当否）について審査することはできないものと解される。
４　特措法の趣旨及び規定の文言からすれば、特措法10条１項にいう「その財産をもって債務を完済することができないとき」とは、特定事業者が今後とも企業として継続すること（継続企業）を前提として、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成された特定事業者の貸借対照表において、負債が資産を上回っている（債務超過である）場合をいうものと解するのが相当である。
平成22年３月期（平成21年４月１日から平成22年３月31日までの事業年度）の申立人の貸借対照表によれば、資産合計額が1276億4100万円であり、負債合計額が2490億5100万円であり、1214億1000万円の債務超過の状態にある。また、同年９月30日時点の中間貸借対照表によれば、資産合計額が1383億6600万円であり、負債合計額が2543億9400万円であり、1160億2800万円の債務超過の状態にある。